

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日と翌日)

目次

- 字の区域の新設等(三件)
- 字の区域の変更(二件)
- 字の区域の変更等
- 青少年に有害な図書類の指定
- 保険医の登録
- 豚等の移入の禁止
- 新たに行おうとする土地改良事業の認可(四件)
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良法による換地処分(六件)
- 森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令(二件)
- 松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令
- 土地収用法による事業の認定
- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始
- 過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工事の完了

告 示

- 選管告示 選挙管理委員会の招集
- 公 告 行政書士試験の実施

鳥取県告示第六百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による別府地区向田工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和五十八年二月二十七日現在の地番による。)
大字別府字橋向	大字別府字出元山添五四一、五四三の一と一体をなす国有地の一部
	大字別府字出元川添の全域

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十八年一月二十七日現在の地番による。）

大字別府字ビワガイチ五四七、五四七次一、五四七内第一、五四七内第二、五四八、五四八の一、五五七、五五七内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字別府字屋敷の全域

大字別府字堂ノ前の全域

大字別府字瀬戸田の全域

大字別府字大將軍五八三の一、五八三の二、五八四の三、五八四の四、五八六の二、五八九の一、五八九の四、五八九の五、五九一、五九二、五九三の四、五九三の五及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字別府字東田の全域

大字別府字釜池五九八、五九九の六、五九九の七、六〇〇の二、六〇一の二、六〇一の三、六〇二、六〇三及びこれらと一体をなす国有地

大字別府字清水谷口の全域

大字別府字橋向道ノ上ミ六一四から六一六まで、六一七の二、六一七の三、六二〇の二、六二一の一、六二二の一、六二三、六二四の一、六二四の三、六二四内第一及びこれらと一体をなす国有地並びに六一七の一、六一八、六一九の一と一体をなす国有地の一部

大字別府字橋詰道ノ下モ六二五、六二六の二、六二七の三、六二八の二、六二九の一、六三〇及びこれらと一体をなす国有地

大字別府字戎谷口六三一の一、六三一の二、六三二の三、六三二の四、六三三の二、六三三の三、六三四の二、六三五、六三六、六三七の二、六三九、六四〇の一、六四〇の二、六四一から六四四まで及びこれらと一体をなす国有地

大字別府字袋尻六四五、六四六、六四七の一、六四七の四、六四九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字別府字石ヶ平七七七の三、七七七の四

<p>大字別府字出元山添</p>	<p>大字別府字出元山添のうち五四一、五四三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別府字ビワガイチ</p>	<p>大字別府字ビワガイチのうち五四七、五四七次一、五四七内第一、五四七内第二、五四八、五四八の一、五五七、五五七内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別府字大將軍</p>	<p>大字別府字大將軍のうち五八三の一、五八三の二、五八四の三、五八四の四、五八六の二、五八九の一、五八九の四、五八九の五、五九一、五九二、五九三の四、五九三の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別府字釜池</p>	<p>大字別府字釜池のうち五九八、五九九の六、五九九の七、六〇〇の二、六〇一の二、六〇一の三、六〇二、六〇三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字別府字橋向道ノ上ミ</p>	<p>大字別府字橋向道ノ上ミのうち六一四から六一六まで、六一七の二、六一七の三、六二〇の二、六二一の一、六二二の一、六二三、六二四の一、六二四の三、六二四内第一及びこれらと一体をなす国有地並びに六一七の一、六一八、六一九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字別府字橋詰道ノ下モ</p>	<p>大字別府字橋詰道ノ下モのうち六二五、六二六の二、六二七の三、六二八の一、六二九の一、六三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字別府字戎谷口</p>	<p>大字別府字戎谷口のうち六三一の一、六三一の二、六三二の三、六三二の四、六三三の二、六三三の三、六三四の二、六三五、六三六、六三七の二、六三九、六四〇の一、六四〇の二、六四一から六四四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大字別府字袋尻	大字別府字袋尻のうち六四五、六四六、六四七の一、六四七の四、六四九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字別府字石ヶ平	大字別府字石ヶ平のうち七七七の三、七七七の四以外の区域
廃止する字の名称	大字別府字出元川添、大字別府字屋敷、大字別府字堂ノ前、大字別府字瀬戸田大字別府字東田大字別府字清水谷口

鳥取県告示第六百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明豊地区第一工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

上段字堂ノ前

同上の区域（昭和五十七年十二月二十日現在の地番による。）
 下段字上堂前三三二の二、三三五の七、三二八、三二八の一、三二八の四、三二九の二、三二九の三、三三〇の二、三三一、三三二、三三三の一、三三三の二、三三四の一、三三四の二の一部、三三五の一、三三五の二及びこれらと一体をなす国有地
 上段字流田二五一の一部、二五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

区域を変更する町及び字の名称

下段字上堂前

同上の区域（昭和五十七年十二月二十日現在の地番による。）
 下段字上堂前のうち三三二の二、三三五の七、三二八、三二八の一、三二八の四、三二九の二、三二九の三、三三〇の二、三三一、三三二、三三三の一、三三三の二、三三四の一、三三四の二、三三五の一、三三五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

上段字岸ノ下

下段字上堂前三三四の一の一部、三三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
 上段字岸ノ下のうち一九三の一の一部、一九三の二、一九三の三の一部、一九三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
 上段字荒神二〇四の一の一部、二〇四の二から二〇四の六まで、二〇五の一部、二〇五の一、二〇五の二の一部、二〇八の一から二〇八の三までの一部、二〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地
 上段字流田二四九の一部、二五〇、二五一の一部、二五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

上段字流田

上段字岸ノ下一九三の一から一九三の四までの一部及びこ

<p>上段字越前</p>	<p>上段字荒神二一四の二の一部、二二四の三の一部、二二五</p>	<p>上段字荒神</p>	<p>上段字荒神二一〇の二の一部、二二一の一部、二二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 上段字柿ノ木田二二六の二の一部、二二七の一部、二二八の二の一部、二二八の三、二二八の四の一部、二二八の五、二二九の一、二二九の二、二二九の三の一部、二二九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部 上段字中拝殿二三〇の二から二三〇の三まで、二三二の一から二三二の四まで、二三三、二三三の二、二三三の三、二三三の四、二三三の五、二三三の六、二三三の七及びこれらと一体をなす国有地の一部 上段字流田二四三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四二、二四二の五、二四三の四、二四三の六と一体をなす国有地の一部 上段字海道端三二二の二、三二二の四の一部</p>	<p>上段字荒神二〇四の二の一部、二〇五の一部、二〇五の二の一部、二〇六、二〇七、二〇八の二から二〇八の三までの一部、二〇九の一部、二一〇の二の一部、二一〇の三、二一一の一部、二一二、二一三、二一四の一部、二一四の二の一部、二一四の三の一部、二一五の二の一部、二一五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 上段字中拝殿二三五の五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>上段字流田のうち二四三の一〇の一部、二四九の一部、二五〇、二五一、二五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四二、二四二の五、二四三の四、二四三の六と一体をなす国有地の一部以外の区域 上段字下拝殿二五三の二、二五四の二、二五五の一、二五五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>				
<p>上段字上河原</p>	<p>上段字上河原のうち二八九の一の一部、二九二の一の一部、二九九、二九九の一、二九九の二、二九九の四、三〇〇の一から三〇〇の三まで、三〇一の一、三〇一の二、三〇二、三〇二の一の一部、三〇二の三から三〇二の五まで、三〇二の六の一部、三〇三の二の一部、三〇四、三〇五、三〇六から三〇八までの一部、三〇九、三一〇の一部、三一二の一の一部、三一二の二、三一三から三一五までの一部、三一六、三一七、三一七の一、三一七の二の一部及びこれ</p>	<p>上段字上拝殿</p>	<p>上段字上拝殿のうち二八〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>上段字下拝殿</p>	<p>上段字下拝殿のうち二五三の二、二五四の二、二五五の一、二五五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>上段字中拝殿</p>	<p>上段字中拝殿のうち二三〇の二から二三〇の三まで、二三一の一から二三一の四まで、二三二、二三三の一、二三三の二、二三四、二三五の五、二三六の七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>の二の一部、二二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>上段字越前の全域 上段字柿ノ木田二二四の二から二二四の五まで、二二五の一から二二五の三まで、二二六の一の一部、二二六の二、二二六の三、二二七の一部、二二八の一の一部、二二八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 上段字海道端三二七の二、三二七の三 上段字荒風三五二の二及びこれらと一体をなす国有地 上原字城之上五七の二、五八の二、五九、五九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

上段字海道端	らと一体をなす国有地の一部以外の区域 上段字海道端三二六の一部、三三三の一部
上段字荒風	上段字柿ノ木田二二八の四の一部、二二九の三の一部及び二二八の一、二二八の五と一体をなす国有地の一部 上段字上拝殿二八〇と一体をなす国有地の一部 上段字上河原三〇六から三〇八までの一部、三〇九、三一〇の一部、三一一から三一一五までの一部、三一一六、三一一七、三一一七の一及びこれらと一体をなす国有地 上段字海道端のうち三二二の二、三二二の四の一部、三二六の一部、三二七の二、三二七の三、三二九の一部、三三〇の一部、三三一、三三二の一部、三三三の一部、三三四から三三八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上段字荒風三四七から三五〇までの一部、三五一、三五二の一及びこれらと一体をなす国有地 上原字敷原東分一二四の一、一二五の一部、一二八の一部、一二八次一の一部、一三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

上原字城之上	の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字敷原西分一四九の一部、一五〇の二の一部、一五〇の三の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地
上原字敷原東分	上原字敷原東分のうち一二四の一、一二五の一部、一二八の一部、一二八次一、一三〇の一部、一三一第一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字敷原西分の一四七の一部、一四七の一の一部、一四七の三の一部
上原字敷原西分	上段字荒風三四五の一部、三四六の一部、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四八と一体をなす国有地の一部 上原字敷原東分一二八の一部、一二八次一の一部、一三〇の一部、一三一第一の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字敷原西分のうち一四七の一部、一四七の一の一部、一四七の三の一部、一四九の一部、一五〇の二の一部、一五〇の三の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廢止する字の名称 上段字柿ノ木田	

鳥取県告示第六百九十二号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区

域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明豊地区第二工区の換地処分分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十八年一月十二日現在の地番による。）
上原字稲荷	<p>上段字牧谷一七七の二、一八〇から一八三までの一部、一八三の二の一部、一八六の一、一八六の二の一部、一八六の三の一部、一八六次一の一部、一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上原字榎谷口一次三、二、二次一と一体をなす国有地の一部</p> <p>上原字稲荷東分一三の一部、一四の二の一部、一四の二の一部、一五の一部、一六、一七の一、一七の二、一八、一九の一、一九の二、二〇から二五まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上原字稲荷西分のうち二七の一部、二八から三三まで、三四から三六までの一部、四二の二の一部、四二の二の一部、四三の二の一部、四四の二の一部、四九の二の一部、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>上原字腰前二八二の二の一部、二八四の二の一部、二八四の二</p>

区域を変更する町及び字の名称	<p>の一部、二八五の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上原字妙見ヶ鼻二九九の一部</p>
上段字前田	<p>同上の区域（昭和五十八年一月十二日現在の地番による。）</p> <p>上段字前田のうち一三九の一部、一四〇の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>上段字牧谷一五七の一部、一六三から一六五までの一部、一六七の一、一六七の二の一部、一六八、一六九、一七〇の二、一七一の二、一七二の二、一七四の二、一七五の三、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
上段字牧谷	<p>上段字前田一三九の一部、一四〇の一部、一四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>上段字牧谷のうち一五七の一部、一六三から一六五までの一部、一六七の一、一六七の二の一部、一六八、一六九、一七〇の二、一七一の二、一七二の二、一七四の二、一七五の三、一七七の二、一七八の一部、一八〇から一八三までの一部、一八三の二の一部、一八六の一、一八六の二の一部、一八六の三の一部、一八六次一の一部、一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一八八の三、一九一の一、一九二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>上原字稲荷西分二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
上原字榎谷口	<p>上原字榎谷口のうち五の一、六の二、七、七次一、七次二、八、九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一次三、二、二次一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
上原字城之上	<p>上段字牧谷一八八の三、一九一の一、一九二の一と一体を</p>

<p>上原字橋之本</p>	<p>上原字土居之下</p>	<p>なす国用地の一部 上原字稱荷西分二七の二、二八から三三まで、三四から三六までの一部、四九の一部、五〇の一部及びこれらと一体をなす国用地 上原字城之上のうち六二の一部、六三の一部、六三の二の一部、六四から六六までの一部、七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国用地以外区域 上原字土居之下七三の一部、八二の三の一部及びこれらと一体をなす国用地 上原字腰前二七八の一部、二七九、二八〇の二、二八〇の二、二八一、二八二の一部、二八三の一部、二八四の二の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国用地</p>
<p>上原字橋之本のうち九四の二の一部以外の区域</p>	<p>上原字城之上六二の一部、六三の二の一部、六三の二の一部、六四から六六までの一部、七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国用地 上原字土居之下のうち七二の二の一部、七三の一部、七五の五の一部、七六の一部、八〇の一部、八一の一部、九二の一部、九三及びこれらと一体をなす国用地 上原字橋本九四の二の一部 上原字前田下分二七五の二の一部、二七五の二の一部、二七六の一部、二七七の一部及びこれらと一体をなす国用地</p>	<p>なす国用地の一部 上原字稱荷西分二七の二、二八から三三まで、三四から三六までの一部、四九の一部、五〇の一部及びこれらと一体をなす国用地 上原字城之上のうち六二の一部、六三の一部、六三の二の一部、六四から六六までの一部、七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国用地以外区域 上原字土居之下七三の一部、八二の三の一部及びこれらと一体をなす国用地 上原字腰前二七八の一部、二七九、二八〇の二、二八〇の二、二八一、二八二の一部、二八三の一部、二八四の二の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国用地</p>
<p>上原字前田下分</p>	<p>上原字土居之下八二の二の一部、八二の三の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国用地 上原字前田下分のうち二七四の二の一部、二七五の二の一部</p>	<p>上原字土居之下八二の二の一部、八二の三の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国用地 上原字前田下分のうち二七四の二の一部、二七五の二の一部</p>
<p>上原字前田下分</p>	<p>上原字土居之下八二の二の一部、八二の三の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国用地 上原字前田下分のうち二七四の二の一部、二七五の二の一部</p>	<p>上原字土居之下八二の二の一部、八二の三の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国用地 上原字前田下分のうち二七四の二の一部、二七五の二の一部</p>

上原字沖田

部、二七五の二の一部、二七六の一部、二七七の一部及びこれらと一体をなす国用地並びに二七四内第一と一体をなす国用地の一部以外区域
上原字腰前二七八の一部、二八三の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国用地
上原字沖田二八七の二の一部、二八七の二の一部、二八八の二の一部、二八八の三の一部、二八九の二の一部、二九〇の二の一部、二九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国用地
上原字溝上三四〇の二の一部、三四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国用地
上原字上前田三四一、三四二の二、三四二の二、三四三の二、三四三の二、三四四から三四六までの一部、三四八の一部、三四九の一部及びこれらと一体をなす国用地

上原字稱荷西分四四の一部及びこれと一体をなす国用地
上原字前田下分二七四の二の一部及びこれと一体をなす国用地並びに二七四内第一と一体をなす国用地の一部
上原字腰前二八四の二の一部、二八五の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国用地
上原字沖田のうち二八七の二の一部、二八七の二の一部、二八八の二の一部、二八八の三の一部、二八九の二の一部、二九〇の二の一部、二九〇の二の一部、二九四第一の一部、二九四の二の一部、二九四の三の一部、二九五の一部、二九八の二の一部及びこれらと一体をなす国用地以外区域
上原字妙見ヶ鼻二九九の一部
上原字東山根三二二の二の一部、三二七の二の一部、三二八の一部、三二九の一部及びこれらと一体をなす国用地
上原字溝上三三〇、三三二の二の一部、三三二の二、三三一の三の一部、三三二の二の一部、三三九の二の一部、三三九の二の一部、三四〇の二の一部、三四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国用地

上原字妙見ヶ鼻	上原字稲荷東分二二の一部、一四の一の一部、一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字稲荷西分四二の一の一部、四二の二の一部、四三の一部、四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四と一体をなす国有地の一部 上原字沖田二九五の一部、二九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字妙見ヶ鼻のうち二九九の一部、三〇三の一の一部、三〇三の二の一部、三〇四の二から三〇四の三までの一部、三〇四の一の一部、三〇七の一部、三〇八の一の一部、三〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字東山根三一〇の三の一部、三一の一の一部、三一の一及びこれらと一体をなす国有地 上原字上ノ山八一七の三二、八一七の三五の一部
上原字東山根	上原字沖田二九四第一の一部、二九四の二の一部、二九四の三の一部、二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字妙見ヶ鼻三〇七の一部、三〇八の一の一部、三〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字東山根のうち三一〇の三の一部、三一の一の一部、三一の三、三一の二の一部、三一七の二の一部、三一八の一部、三一九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字溝上三三二の一の一部、三三二の四の一部、三三三の二の一部、三三三の三の一部、三三三の五、三三三の六、八二二の一四の一部及びこれらと一体をなす国有地
上原字溝上	上原字溝上のうち三三〇、三三一の一の一部、三三一の二、三三一の三の一部、三三二の一の一部、三三二の四の一部、三三三の二の一部、三三三の三の一部、三三三の五、三三三の六、三三四から三三六までの一部、三三九の一の一部、三三九の二の一部、三四〇の二の一部、三四〇の五、八二二
上原字上前田	一の一四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字上前田三五〇の一部 上原字坂根三五八の一の一部、三六〇の一部、三六一の一、三六一の三、三六三の二の一部、三六三の一部及びこれらと一体をなす国有地
上原字坂根	上原字溝上三三四から三三六までの一部、三四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字上前田のうち三四一、三四二の一、三四二の二、三四三の一、三四三の二、三四四から三四六までの一部、三四八から三五〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字坂根三五五から三五七まで、三五八の一の一部、三五八の二、三五九の一の一部、三五九の二の一部、三五九の四の一部、三六〇、三六一の一、三六一の三、三六三の二の一部、三六三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字村之上三七一の一部、三八一の一部、三八八の二から三八八の三までの一部、三八九の一部及びこれらと一体をなす国有地
上原字村之上	上原字村之上のうち三七一の一部、三八一の一部、三八八の一から三八八の三までの一部、三八九の一部、三九二の一の一部、三九二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上原字西谷下分	上原字西谷下分のうち七五三の三の一部、七五三の五の一

上原字東谷口	部、七五四の二の一部、七五四の三の一部、七五五、七五六の二から七五六の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字東谷口七五八の二と一体をなす国有地の一部 上原字東谷内堤谷八〇五の二三
上原字東谷口	上原字榎谷口五の一、六の二、七、七次一、七次二、八、九及びこれらと一体をなす国有地の一部 上原字稲荷東分一〇、一一、一二の一部、一三の一部、一四の一部、一五の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字妙見ヶ鼻三〇三の一の一部、三〇三の二の一部、三〇四の一から三〇四の三までの一部、三〇四次一の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字西谷下分七五三の三の一部、七五三の五の一部、七五四の二の一部、七五四の三の一部、七五五、七五六の一から七五六の三まで及びこれらと一体をなす国有地 上原字東谷口のうち七五八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 上原字東谷内堤谷八〇五の二四 上原字西谷東平八一六の一六、八一六の一七 上原字上ノ山八一七の三、八一七の四、八一七の三四、八一七の三五の一部
上原字西谷東平	上原字西谷東平のうち八一六の一六、八一六の一七以外の区域
上原字上ノ山	上原字上ノ山のうち八一七の三、八一七の四、八一七の三二、八一七の三四、八一七の三五以外の区域
上原字東谷内堤谷	上原字東谷内堤谷のうち八〇五の二三、八〇五の二四以外の区域

廃止する字の名称
 上原字稲荷東分
 上原字稲荷西分
 上原字腰前

鳥取県告示第六百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明豊地区第三工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年十一月五日現在の地番による。）
上原字敷原東分	上原字敷原東分のうち一四〇の一部、一四一の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三、一四四と一体をなす国有地の一部以外の区域 上原字敷原西分一四五の一部、一四六の一部、一四七の四の一部、一四七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地

上原字敷原西分	上原字敷原東分一四〇の一部、一四一の二の一部、一四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字敷原西分のうち一四五の一部、一四六の二の一部、一四七の四の一部、一四七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字背戸田一八六から一八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地	上原字背戸田一八八の一部、一八九の一部
上原字背戸田	上原字敷原東分一二二の二、一一三、一一四と一体をなす国有地の一部 上原字背戸田のうち一八六から一八九までの一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字西土居一九五の二の一部、一九六の一部、一九八の一部、二〇五の二、二一六及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇五の一、二〇六、二一〇、二一一の二、二二五、二一六の一、二二〇と一体をなす国有地の一部 上原字赤目四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地	上原字西土居のうち一九五の二の一部、一九六、一九七の一部、一九八の一部、二〇五の二、二一六及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇五の一、二〇六、二一〇、二一一の二、二二五、二一六の一、二二〇と一体をなす国有地 上原字赤目四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地
上原字西土居	上原字背戸田一九四の一部 上原字西土居一九六から一九八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字赤目のうち四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字河原四三六の一部、四三六の二の一部、四四〇の二	上原字背戸田一九四の一部 上原字西土居一九六から一九八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 上原字赤目のうち四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上原字河原四三六の一部、四三六の二の一部、四四〇の二

上原字河原	上原字河原のうち四三六の一部、四三六の二の一部、四三九の一部、四四〇の一部、四四二の一部、四四三の一部、四四四、四四五、四五三から四五七までの一部、四五八から四六〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 上原字荒神原四六四の一部、四六四次二	部、四四二の一部、四四三の一部、四四四、四四五及びこれらと一体をなす国有地の一部
上原字荒神原	上原字河原四三九の一部、四五三から四五七までの一部、四五八から四六〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 上原字荒神原のうち四六四の一部、四六四次二以外の区域	上原字河原四三九の一部、四五三から四五七までの一部、四五八から四六〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 上原字荒神原のうち四六四の一部、四六四次二以外の区域

鳥取県告示第六百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八束町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による佐崎地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字柿原字草谷	大字柿原字下河原	大字柿原字ウナギサコ	大字柿原字鳶ヶ巢	大字佐崎字上野	大字佐崎字下モ小休	大字佐崎字家ノ上	大字佐崎字前田
同上の区域（昭和五十八年三月一日現在の地番による。） 大字柿原字草谷のうち二六の一、二七、二七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字柿原字下河原の全域 大字柿原字草谷二六の一、二七、二七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字柿原字ウナギサコのうち三九九の二以外の区域	大字柿原字鳶ヶ巢の全域 大字柿原字ウナギサコ三九九の二	大字佐崎字上野のうち一〇〇の一の一部、一〇一の一の一部、一〇四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字佐崎字下モ小休の全域 大字佐崎字上野一〇〇の一の一部、一〇一の一の一部、一〇四の一及びこれらと一体をなす国有地 大字佐崎字家ノ上一六五から一六八まで、一六八の一、一六九、一七〇及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字佐崎字家ノ上のうち一六五から一六八まで、一六八の一、一六九、一七〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字佐崎字前田の全域 大字佐崎字岸端二七三の一部、二七五の八から二七五の一〇までの一部、二七八）合併の一部、二七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字佐崎字岸端
大字佐崎字岸端のうち二七三の一部、二七五の八から二七五の一〇までの一部、二七八）合併の一部、二七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第六百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福永地区大杉工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	大字大杉字繩手
同上の区域（昭和五十七年六月二十一日現在の地番による。）	大字大杉字繩手際の全域、大字大杉字出口一二の六の一部、一三、一四、一五の一部、一九から二一までの一部、二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大杉字川添三六から三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大杉字鷹取垣五九の二の一部及びこれと一体を

大字大杉字出口	<p>なす国有地並びに大字山田字繩手際四三七の一から四三七の三まで及び四三八から四四〇まで</p> <p>大字大杉字出口のうち二二の六の一部、一三、一四、一五の一部、一九から二一までの一部、二二の二の一部、二五から二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大杉字川添三四の一部、三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字西前五一四及び五一五と一体をなす国有地の一部</p>
大字大杉字川添	<p>大字大杉字川添のうち三四の一部、三六の一部、三七、三八の一部、五〇の三、五一の二、五三及びこれらと一体をなす国有地並びに五一の一及び五二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字大杉字鷹取垣	<p>大字大杉字鷹取垣のうち五九の二の一部、七二の二の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大杉字川添三七の一部、三八の一部、五〇の三、五一の二、五三及びこれらと一体をなす国有地並びに五一の一及び五二と一体をなす国有地の一部並びに大字大杉字殿谷四一五の一部</p>
大字大杉字二反長	<p>大字大杉字二反長のうち九五の一部、九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇二及び一〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字大杉字餅稲田一〇四の一部、一〇五、一〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字大杉字餅稲田	<p>大字大杉字餅稲田のうち一〇四の一部、一〇五、一〇六の一部、一一一の一部、一一四の二の一部、一一六の一部、一一六の二の一部、一一八の三、一一九の一部及び</p>
大字大杉字千葉田	<p>これらと一体をなす国有地以外の区域、大字大杉字二反長九五の一部、九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇二及び一〇三と一体をなす国有地の一部、並びに大字大杉字千葉田一三九の二及び一四〇の三並びに一三四の一と一体をなす国有地の一部</p>
大字大杉字小田	<p>大字大杉字千葉田のうち二二八の一部、二二八の一、二二九の一部、一三九の二、一四〇の三、一五〇の一部、一五一の一部、一五二、一五三、一五四の一部、一五五から一五九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一三四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字大杉字餅稲田一一一の一部、一一四の二の一部、一一六の一部、一一六の二の一部、一一八の三、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字大杉字簀子坂	<p>大字大杉字小田の全域、大字大杉字千葉田二二八の一部、二二八の一、二二九の一部、一五〇の一部、一五一の一部、一五二、一五三、一五四の一部、一五五から一五九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字簀子坂一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七八の二の一部、一七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字大杉字簀子坂	<p>大字大杉字簀子坂のうち一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七八の二の一部、一七八の二の一部、一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字大杉字世界田二一一の一部、二二二の一部、二二四の一部、二二五の一部、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字大杉字世界田	<p>大字大杉字世界田のうち二二一の一部、二二二の一部、二二四の一部、二二五の一部、二二六の一部、二二八の一部、二二二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二</p>

大字大杉字岡谷	大字大杉字殿谷	大字大杉字谷口	大字大杉字細田	大字大杉字市倉	大字大杉字市倉谷口	大字大杉字谷田	
大字大杉字岡谷のうち八二四の二及び八二四の三以外の	大字大杉字殿谷のうち四一七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字大杉字谷口のうち三九二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大杉字鷹取垣七二の二の一部及び七四の一部、大字大杉字殿谷四一四から四一四まで、四一五の一部、四一六、四一七及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字岡谷八二四の二及び八二四の三	大字大杉字細田の全域及び大字大杉字谷口三九二と一体をなす国有地の一部	大字大杉字市倉のうち七九五の二、七九五の三、七九六の二、七九七、七九七の一、七九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字大杉字市倉谷口の全域、大字大杉字谷田二四〇から二四三までの一部、二四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字市倉七九五の二、七九五の三、七九六の二、七九七、七九七の一、七九七の二及びこれらと一体をなす国有地	大字大杉字谷田のうち二四〇から二四三までの一部、二四五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字大杉字世界田二二八の一部、二三二及びこれらと一体をなす国有地並びに二一九の一、二二〇の一及び二二〇の二と一体をなす国有地の一部	九の一、二二〇の一及び二二〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字大杉字簗子坂一七九の一部
大字大杉字道ノ上	大字大杉字灰栗	大字大杉字橋詰	大字大杉字西前	区域			
大字大杉字道ノ上のうち五七〇から五七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大杉字橋詰五二九の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字大杉字灰栗五六九の一部及びこれと一体をなす国有地、大字大杉字宮ノ向五八二の一から五八二の三まで、五八六の一、五九二の一の一部、五九五の一の一部、五九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字古宮新田五八七、五九六、五九七、五九八から六〇〇までの一部、	大字大杉字灰栗のうち五六八の一部、五六九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大杉字橋詰五二九の一の一部、五三〇から五三二まで、五三三の八、五三八の三及びこれらと一体をなす国有地、大字大杉字道ノ上五七〇から五七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大杉字古宮新田五九八の一部、五九九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字古新米六〇八の一部及びこれと一体をなす国有地	大字大杉字橋詰のうち五二九の一、五三〇から五三二まで、五三三の二、五三四、五三四の二、五三四の三、五三五の一、五三五の三、五三五の四、五三五の八、五三六、五三七の二、五三八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字大杉字西前のうち五一四及び五一五と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大杉字出口二五から二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字橋詰五三三の二、五三四、五三四の二、五三四の三、五三五の一、五三五の三、五三五の四、五三六、五三七の二及びこれらと一体をなす国有地				

<p>大字大杉字宮ノ向</p>	<p>六〇一、六〇二、六〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字大杉字宮ノ向のうち五八二の一から五八二の三まで、五八六の一、五九一、五九二の一、五九三、五九四の一、五九四の二、五九五の一、五九五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字大杉字古新米</p>	<p>大字大杉字古新米のうち六〇八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六一四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大杉字灰栗五六八の一部及びこれと一体をなす国有地、大字大杉字古宮新田五九九の一部、六〇〇の一部、六〇三の一部、六〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字芭蕉六六一の一部、六六二の一部、六六四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字大杉字芭蕉</p>	<p>大字大杉字芭蕉のうち六六一の一部、六六二のの一部、六六三の一部、六六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大杉字新米六一四の一と一体をなす国有地の一部並びに大字大杉字城代七一一の一部、七一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字大杉字大田</p>	<p>大字大杉字大田のうち六六八の一部、及びこれと一体をなす国有地並びに六六九と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大杉字宮ノ向五九一、五九二のの一部、五九三、五九四の一、五九四の二、五九五のの一部、五九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大杉字古宮新田六〇三の一部、六〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大杉字芭蕉六六三の一部、六六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字城代七一一から七一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>			
<p>大字大杉字荒堀</p>	<p>二及び八六一の二</p>	<p>大字大杉字荒堀の全域並びに大字大杉字生田平八六〇の二及び八六一の二</p>	<p>大字大杉字生田平</p>	<p>大字大杉字生田平のうち八六〇の二及び八六一の二以外の区域</p>	<p>大字大杉字瀧ノ前</p>	<p>大字大杉字城代</p>	<p>大字大杉字瀧ノ前のうち七〇五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字大杉字大田六六八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六六九と一体をなす国有地の一部、大字大杉字城代七〇八から七一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大杉字清水田七三六のの一部及び七三六の二の一部、大字大杉字岩田七三七のの一部、七四一の、七四二の、七四三のの一部、七四四のの一部、七四五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大杉字出合代七四六及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字大杉字清水田</p>	<p>大字大杉字城代のうち七〇六の一部、七〇八の一部、七〇九の一部、七一〇、七一、七一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大杉字芭蕉六五五の一と一体をなす国有地の一部、大字大杉字瀧ノ前七〇五のの一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字大杉字清水田七三五のの一部、七三六のの一部、七三六の三の一部及び七三六の五の一部</p>	<p>大字大杉字清水田</p>	<p>大字大杉字清水田のうち七三五のの一部、七三六のの一部、七三六の二の一部、七三六の三の一部及び七三六の五のの一部以外の区域、大字大杉字瀧ノ前七〇五のの一部及びこれと一体をなす国有地、大字大杉字城代七〇六のの一部並びに大字大杉字岩田七四三のの一部、七四四のの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字山田字繩手
 大字山田字繩手際のうち四三七の一から四三七の三まで
 及び四三八から四四〇まで以外の区域

廃止する字の名
 大字大杉字古宮新田、大字大杉字岩田及び大字大杉字出
 合代

鳥取県告示第六百九十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）
 第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図
 書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定 番号	種 別	図 書 号		発行 記号等	表示された発 行所名
		題	号		
1098	雑誌その他 の刊行物	ムーンライト		DG- リ0	セイソト企画
1099	"	HARD CATALOGUE		DG- =3	トリス出版
1100	"	EVE イヴ4月号 SM 倒錯の世画// 流腸挿入		EV- 9-C	トリス出版
1101	"	東京ポルノ通信 増刊㊶ガイド		TT- 9-C	株式会社セゾン 出版社

1102	"	おち込み 真弓本番	DG- E6	D〇 企画
1103	"	犯す「脱服の女寮淫」 脱服の女	DG- ナ9	D〇 企画
1104	"	ポッキング 性器探め	BK- 9-C	鏡アソブ社
1105	"	◎性報告 激迫強姦// 第1巻第9号通巻4号	HS- 9-C	鏡アソブ社
1106	"	少女白書 犯れどる娘がいっぱい// 少女白書 犯れどる娘が 第三巻第九号	SH- 9-C	トライベジヨン
1107	"	下着【カタログ】 魅惑 Vol.7	DG- E2	D〇 企画
1108	"	妹の白眉 兼女カタログ・シリー 恋する腫 次1	DG- E4	D〇 企画
1109	"	マーブル・ハウス 恵子に夏ペン ナーアル・ハウス 禁断の果肉	PZ- 9-C	土曜出版新社
1110	"	東京スキャンダラス 女名鑑 東京スキャンダラス 女名鑑	TM- 9-C	鏡アリス出版
1111	"	ALICE スペンセル あなたが好きよ ALICE スペンセル 性感帯	AS- 9-C	トリス出版
1112	"	ピンク特報 Vol.39 女子高生の 女子高生 女子高生の吸いつく秘肉	PT- 9-C	トリス出版
1113	"	淫欲初体験 9人の女子高生 青春初体験	DG- E0	LANDA・SS
1114	"	恥態終日記 CAT	091A- 082	アラソニンゾフ プレス
1115	"	少女 AB	不 明	皓明和出版
1116	"	Hi heel FREE SEX	HH- 9-C	土曜出版新社
1117	"	女2男1 乱交+レス 2人VS男1人	DG- E8	トリス出版

1118	”	SCREW スクリュー スクリーン 異物責め 第七巻第九号	SK-9-C	トライビジョン
1119	”	ギヤルトピア 若の笑顔がスキた ギヤルトピア 少女露出過剰気味	TP-9-C	機土曜出版社
1120	”	②組のひと	DG-47	Office JET
1121	”	FUCK ときめく胸	DG-46	Do 企画
1122	”	激白マザゴン 第1巻第4号	GM-9-C	機ビケン
1123	”	シモニア 性悪種番号 本番秘入 第七巻第四号	SE-9-C	トライビジョン
1124	”	恋人募集中	DG-48	セイント企画

鳥取県告示第六百九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
劍持 雅一	鳥医第二、九四二号	昭和五十八年七月十二日
小濱 常昭	鳥医第二、九四三号	”

鳥取県告示第六百九十八号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

宮城県遠田郡の区域

鳥取県告示第六百九十九号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（徳長地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年八月九日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（西伯（戸構）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年八月九日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百一号

尾高井手土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（尾高井手地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年八月九日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（徳長地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年八月九日認可したので同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三号

昭和五十八年四月二十日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（由良（西浜）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年八月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四号

北条町から申請のあつた町営土地改良（上下地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年八月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る明豊地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る明豊地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る明豊地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町から同町が行う土地改良事業に係る別府地区向田工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八束町から同町が行う土地改良事業に係る佐崎地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る福永地区大杉工区の換地処分をした旨の届出があつたの

で、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

日南町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十八年九月五日から昭和五十九年二月二十九日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百二十二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 一 郎 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和五十八年九月五日から昭和五十九年二月二十九日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、又は当該伐採木等を薬剤によりくん蒸すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに三に掲げる伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百十三号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、松の樹木の特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 一 郎 次

一 区域及び期間

1 区域

日南町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十八年九月五日から昭和五十九年二月二十九日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕（枝条は焼却）し、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

三 その他必要な事項

1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 二に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

3 二に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに二に掲げる松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市淡水魚試験研究育成施設新設工事

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字富吉地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第七百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年八月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	倉吉赤碕 中山線	区 間	倉吉市下福田字上河原三九〇―五地 先から同市上福田字蓮花寺六九六― 一地先まで	変更 前後別 (メートル)	変更 前 五・二〇 一九・五	変更 後 一・一五 三・四〇	延 長 (メートル)	九六〇・〇 〇・四七
-----	-------------	-----	---	---------------------	-------------------------	-------------------------	------------------	---------------

鳥取県告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年八月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	倉吉赤碕中山線	区 間	倉吉市下福田字上河原三九〇― 五地先から同市上福田字蓮花寺 六九六―一地先まで	供用開始の期日	昭和五十八年八月十二日
-----	---------	-----	---	---------	-------------

鳥取県告示第七百十七号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を完了したので、過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	入江白住線	工 事 区 間	日野郡江府町大字江尾字入江一 七三―五地先から同町大字洲 河崎字白住塔尻九一―一地先 まで	工事の 種類	改 築	工事の完了の日	昭和五十八年八月 十二日
-----	-------	---------	--	-----------	-----	---------	-----------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七百七号

昭和五十八年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年八月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 日時 昭和五十八年八月十九日(金)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 選挙リーダー研修会について

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和58年8月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の期日及び場所
 - (1) 期日 昭和58年10月23日(日)
 - (2) 場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 2 試験の方法

	方 法	時 間	内 容
専門試験	択一式	午前9時20分から 午前11時20分まで	行政書士法(同法施行規則を含む)、 憲法、民法、行政法、地方自治法、 行政不服審査法、戸籍法、住民基本 台帳法、労働法及び法学概論
教養試験			行政書士として必要な一般常識
作 文		午前11時30分から 午後0時30分まで	一般的な課題

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が、これを通算して3年以上になる者
- (3) 知事が(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

4 受験手続

- (1) 行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に、履歴書、受験資格を有することを証する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身名刺型のもの)を添えて、鳥取市東町一丁目220番地(郵便番号680)鳥取県総務部地方課に提出すること。
- (2) 受験願書は、鳥取県総務部地方課で交付する。
なお、郵便によって受験願書を請求する場合には、おて先を記載し、

60円切手をはった返信用封筒を同封すること。

(3) 受験願書を提出した者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付するので、受験者は、試験当日これを持参すること。

5 受験願書受付期間

昭和58年8月22日(月)から同年9月24日(土)までとする。

なお、郵送の場合は、昭和58年9月24日(土)までの消印があるものは、有効とする。

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 行政書士試験手数料 3,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付けること。この場合消印をしないこと。

7 合格者の発表

昭和59年1月下旬に鳥取県公報に登録するとともに、合格者には、その旨を通知し、かつ、行政書士試験合格証を交付する。

8 その他

この試験についての問い合わせは、鳥取県総務部地方課(電話0857-26-7057)にすること。

なお、郵便により問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又はあて先を記載し、60円切手をはった返信用封筒を同封すること。